

*課名の記載がない場合の問い合わせは福祉課へ

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の目的

この法律は、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

2 身体障害者福祉法の目的

この法律は、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的としています。

3 知的障害者福祉法の目的

この法律は、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉の増進を図ることを目的としています。

4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の目的

この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的としています。

5 障害者総合支援法

障害者総合支援法は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

自立支援給付

介護給付（P 35～47）

- ・ 居宅介護（ホームヘルプサービス）
- ・ 行動援護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 生活介護
- ・ 療養介護
- ・ 短期入所（ショートステイ）
- ・ 施設入所支援
- ・ 同行援護

訓練等給付（P 35～47）

- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援
- ・ 自立訓練
- ・ 就労定着支援
- ・ 共同生活援助（グループホーム）
- ・ 自立生活援助

地域相談支援給付（P 35～47）

- ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援

自立支援医療費

- ・ 更生医療（P 28）
- ・ 育成医療（P 27）
- ・ 精神通院医療 ※（P 29）
※実施主体は都道府県等

補 装 具（P 6、13）

上越市地域生活支援事業

- 相談支援事業
 - ・ 地域の相談窓口（P 49）
- コミュニケーション支援事業
 - ・ 手話通訳者・要約筆記者等の派遣（P 24）
- 日常生活用具の給付（P 7～13）
- 移動支援事業
 - ・ 移動支援事業（P 37）
 - ・ 福祉バス運行事業（P 20）
- 地域活動支援センター（P 44）
- その他の事業
 - ・ 日中一時支援事業（P 37）
 - ・ 訪問入浴サービス事業（P 37）